

No. 1

令和5年12月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

報告第	19号	専決処分の報告について.....	1頁
報告第	20号	専決処分の報告について.....	3頁
議案第	79号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	5頁
議案第	80号	市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する 条例.....	29頁
議案第	81号	令和5年度戸田市一般会計補正予算(第7号).....	別冊 No. 2
議案第	82号	令和5年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算 (第2号).....	別冊 No. 2
議案第	83号	令和5年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 補正予算(第2号).....	別冊 No. 2
議案第	84号	令和5年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算 (第2号).....	別冊 No. 2
議案第	85号	戸田市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する 条例.....	30頁
議案第	86号	戸田市行政組織条例等の一部を改正する条例.....	32頁
議案第	87号	戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例.....	33頁
議案第	88号	戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例.....	34頁

議案第 89号	戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例.....	37頁
議案第 90号	戸田第一小学校改築等工事(期)屋内運動場等解体及びグラウンド整備工事請負契約について.....	39頁
議案第 91号	庁舎スロープ改修等工事請負変更契約について.....	42頁
議案第 92号	戸田第一小学校改築等工事(期)請負変更契約について.....	43頁
議案第 93号	指定管理者の指定について.....	44頁
議案第 94号	指定管理者の指定について.....	45頁
議案第 95号	指定管理者の指定について.....	46頁
議案第 96号	市道路線の認定について.....	47頁
議案第 97号	令和5年度戸田市一般会計補正予算(第8号).....	別冊 No. 3
議案第 98号	令和5年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号).....	別冊 No. 3
議案第 99号	令和5年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算(第3号).....	別冊 No. 3
議案第 100号	令和5年度戸田市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号).....	別冊 No. 3
議案第 101号	令和5年度戸田市火災共済事業特別会計補正予算(第1号).....	別冊 No. 3

議案第 1 0 2 号 令和 5 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
補正予算(第 3 号)..... 別冊 No. 3

議案第 1 0 3 号 令和 5 年度戸田市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)... 別冊 No. 3

議案第 1 0 4 号 令和 5 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
補正予算(第 2 号)..... 別冊 No. 3

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された自動車事故に伴う損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

庁用自動車（大宮536せ34）事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

1 損害賠償の額 43,530円

2 損害賠償の相手方

住 所 (略)

氏 名 (略)

3 概要

令和5年4月28日（金）午前11時頃、埼玉県蕨市中央7丁目42-5の路上にて、庁用自動車が信号待ちで停車中の前方車両に追突し、車両損害並びに当該車両に乗車していた運転者及び同乗者に対する人的損害を発生させたものである。

令和5年10月2日

戸田市長 菅原文仁

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

公園の防球ネットの破損部分をすり抜けたボールにより受けたとされる傷害に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

- 1 損害賠償の額 135,023円
- 2 損害賠償の相手方

所在地 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第1本庁舎N39階

名称 東京都職員共済組合

代表者 理事長 黒 沼 靖

3 概要

市民が、平成31年4月13日19時55分頃、ボール公園付近の道路を歩行していた際、同公園内にいた男性の蹴ったサッカーボールが同公園に設置された防球ネットの破損部分をすり抜け、左腰部に当たったことにより傷害を受けたと主張し、本市に対し損害賠償金等の支払を求め、さいたま地方裁判所へ訴えを提起した。その後、判決が下されたが、当該市民はそれを不服として控訴を提起したため、本市も附帯控訴の提起をしたところ、当該市民が裁判所からの和解案に応じたため、令和5年6月戸田市議会定例会で和解の議決を受け、同年6月に当該市民と和解した。

傷害に係る医療費（当該市民の自己負担分を除く。）については、東京都職員共済組合（以下「組合」という。）が当該市民に保険給付を行ったため、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第50条第1項の規定に基づき組合が損害賠償の請求権を取得したものである。

令和5年10月19日

戸田市長 菅 原文 仁

議案第79号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第17条の5第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1から別表第4までを別記のように改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第17条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に改める。

第10条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第17条の2第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の120」と読み替えるものとする。

第24条第1項中「第17条の2第4項」を「第17条の2第2項中「100分の125」とあるのは「100分の120」と、同条第4項」に改める。

第6条 戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項後段を削る。

第24条第1項中「第17条の2第2項中「100分の125」とあるのは「100分の120」と、同条第4項」を「第17条の2第4項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第17条の2第2項及び第3項、第17条の5第2項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（第10条第2項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日（次項において「切替日」という。）から適用する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合にお

いては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和5年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	号俸\職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円	円	円	円	円
任用短時	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
間勤務職	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
員以外の	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
職員	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400

35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	470,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	470,600
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	470,900
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	471,200
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	471,500
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	471,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	472,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	472,400
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	472,700
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	473,000
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	473,300
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	473,600
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	473,900
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	474,200
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	474,500
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	474,800
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	446,500	475,100
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	446,800	475,400
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	447,100	475,700
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	447,400	476,000
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	447,700	476,300
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	448,000	476,600
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	448,300	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	448,600	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	448,900	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	449,200	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	449,500	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	449,800	

74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	450,100	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	450,400	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	450,700	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	451,000	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	451,300	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	451,600	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	451,900	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	452,200	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	452,500	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	452,800	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	453,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	453,400	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600	453,700	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,200		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,500		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,800		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	413,100		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,400		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,700		
94		295,900	343,600	382,400	394,300	414,000		
95		296,200	344,100	382,800	394,600	414,300		
96		296,600	344,500	383,200	394,900	414,600		
97		296,800	344,700	383,600	395,200	414,900		
98		297,100	345,100	384,000	395,500	415,200		
99		297,500	345,500	384,400	395,800	415,500		
100		297,900	345,800	384,800	396,100	415,800		
101		298,100	346,100	385,200	396,400	416,100		
102		298,400	346,500	385,600	396,700	416,400		
103		298,800	346,900	386,000	397,000	416,700		
104		299,100	347,300	386,400	397,300	417,000		
105		299,300	347,800	386,800	397,600	417,300		
106		299,600	348,200	387,200	397,900	417,600		
107		300,000	348,600	387,600	398,200	417,900		
108		300,300	349,000	388,000	398,500	418,200		
109		300,500	349,500	388,400	398,800	418,500		
110		300,900	349,900	388,800	399,100	418,800		
111		301,300	350,200	389,200	399,400	419,100		
112		301,600	350,500	389,600	399,700	419,400		

113		301,800	351,000	390,000	400,000	419,700			
114		302,000	351,300	390,400	400,300	420,000			
115		302,300	351,600	390,800	400,600	420,300			
116		302,700	351,900	391,200	400,900	420,600			
117		302,900	352,200	391,600	401,200	420,900			
118		303,100	352,500	392,000	401,500	421,200			
119		303,400	352,800	392,400	401,800	421,500			
120		303,700	353,100	392,800	402,100	421,800			
121		304,100	353,400	393,100	402,400	422,100			
122		304,300	353,700	393,400	402,700	422,400			
123		304,600	354,000	393,700	403,000	422,700			
124		304,900	354,300	394,000	403,300	423,000			
125		305,200	354,600	394,300	403,600				
126			354,900	394,600	403,900				
127			355,200	394,900	404,200				
128			355,500	395,200	404,500				
129			355,800	395,500	404,800				
130			356,100	395,800	405,100				
131			356,400	396,100	405,400				
132			356,700	396,400	405,700				
133			357,000	396,700	406,000				
134			357,300	397,000	406,300				
135			357,600	397,300	406,600				
136			357,900	397,600	406,900				
137			358,200	397,900	407,200				
138			358,500	398,200	407,500				
139			358,800	398,500	407,800				
140			359,100	398,800					
141			359,400	399,100					
142			359,700	399,400					
143			360,000	399,700					
144			360,300	400,000					
145			360,600	400,300					
146				400,600					
147				400,900					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（1）

職員の区分	号俸\職務の 級	1級	2級
		給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円
短時間勤務職 員以外の職員	1	474,700	568,100
	2	477,000	571,200
	3	479,200	574,300
	4	481,500	577,400
	5	483,700	580,300
	6	485,800	582,700
	7	488,000	585,100
	8	490,000	587,500
	9	491,900	589,700
	10	494,000	591,200
	11	496,100	592,700
	12	498,200	594,200
	13	500,300	595,700
	14	502,200	596,800
	15	504,300	597,900
	16	506,400	598,800
	17	508,300	600,000
	18	510,300	601,000
	19	512,300	602,000
	20	514,100	603,000
	21	515,900	604,000
	22	517,700	605,000
	23	519,500	606,000
	24	521,300	607,000
	25	522,900	608,000
	26	524,700	609,000
	27	526,500	610,000
	28	528,300	611,000
	29	529,900	612,000
	30	531,700	613,000
	31	533,500	614,000
	32	535,300	615,000
	33	536,900	616,000
	34	538,700	617,000

35	540,400	618,000
36	542,100	619,000
37	543,700	620,000
38	545,300	621,000
39	546,700	622,000
40	548,300	623,000
41	549,800	624,000
42	551,200	625,000
43	552,600	626,000
44	553,900	627,000
45	555,100	628,000
46	556,100	629,000
47	557,100	630,000
48	558,100	631,000
49	559,100	632,000
50	560,000	633,000
51	560,900	634,000
52	561,800	635,000
53	562,600	636,000
54	563,500	637,000
55	564,400	638,000
56	565,300	639,000
57	566,200	640,000
58	567,100	641,000
59	568,000	642,000
60	568,700	643,000
61	569,600	644,000
62	570,500	645,000
63	571,400	646,000
64	572,300	647,000
65	573,200	648,000
66	574,100	649,000
67	575,000	650,000
68	575,900	651,000
69	576,800	652,000
70	577,700	653,000
71	578,600	654,000
72	579,500	655,000
73	580,400	656,000

74	581,300	657,000
75	582,200	658,000
76	583,100	659,000
77	584,000	660,000
78	584,900	661,000
79	585,800	662,000
80	586,700	663,000
81	587,600	664,000
82	588,500	665,000
83	589,400	666,000
84	590,300	667,000
85	591,200	668,000
86	592,100	669,000
87	593,000	670,000
88	593,900	671,000
89	594,800	672,000
90	595,700	673,000
91	596,600	674,000
92	597,500	675,000
93	598,400	676,000
94	599,300	677,000
95	600,200	678,000
96	601,100	679,000
97	602,000	680,000
98	602,900	681,000
99	603,800	682,000
100	604,700	683,000
101	605,600	684,000
102	606,500	685,000
103	607,400	686,000
104	608,300	687,000
105	609,200	688,000
106	610,100	689,000
107	611,000	690,000
108	611,900	691,000
109	612,800	692,000
110	613,700	693,000
111	614,600	694,000
112	615,500	695,000

113	616,400	696,000
114	617,300	697,000
115	618,200	698,000
116	619,100	699,000
117	620,000	700,000
118	620,900	701,000
119	621,800	702,000
120	622,700	703,000
121	623,600	704,000
122	624,500	705,000
123	625,400	706,000
124	626,300	707,000
125	627,200	708,000
126	628,100	709,000
127	629,000	710,000
128	629,900	711,000
129	630,800	712,000
130	631,700	713,000
131	632,600	714,000
132	633,500	715,000
133	634,400	716,000
134	635,300	717,000
135	636,200	718,000
136	637,100	719,000
137	638,000	720,000
138	638,900	721,000
139	639,800	722,000
140	640,700	723,000
141	641,600	724,000
142	642,500	725,000
143	643,400	726,000
144	644,300	727,000
145	645,200	728,000
146	646,100	729,000
147	647,000	730,000
148	647,900	731,000
149	648,800	732,000
150	649,700	733,000
151	650,600	734,000

152	651,500		
153	652,400		
154	653,300		
155	654,200		
156	655,100		
157	656,000		
158	656,900		
159	657,800		
160	658,700		
161	659,600		
162	660,500		
163	661,400		
164	662,300		
165	663,200		
166	664,100		
167	665,000		
168	665,900		
169	666,800		
170	667,700		
171	668,600		
172	669,500		
173	670,400		
174	671,300		
175	672,200		
176	673,100		
177	674,000		
178	674,900		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額
		467,400	567,400

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（2）

職員の区分	号俸\職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円
短時間勤務職 員以外の職員	1	189,800	236,100	258,800	287,400	330,400
	2	191,600	237,400	259,900	289,200	332,400
	3	193,500	238,700	261,100	291,200	334,300
	4	194,700	239,900	262,200	293,100	336,200
	5	196,200	241,100	263,400	294,900	338,000
	6	197,600	242,300	264,600	296,900	340,000
	7	198,800	243,400	265,700	298,700	342,000
	8	200,300	244,500	266,700	300,600	344,000
	9	202,800	245,400	267,800	302,400	345,800
	10	204,400	246,500	268,500	304,000	347,900
	11	205,900	247,800	269,200	305,500	349,900
	12	207,300	248,900	270,000	307,100	351,900
	13	208,800	250,200	271,000	308,800	353,400
	14	210,000	251,400	272,000	310,700	355,400
	15	211,200	252,600	273,000	312,700	357,300
	16	212,400	253,800	274,100	314,500	359,300
	17	213,800	254,600	275,300	316,300	361,100
	18	215,300	255,800	276,800	318,200	363,100
	19	216,800	256,900	278,400	320,100	365,100
	20	218,300	258,000	280,000	321,900	367,000
	21	219,700	259,200	281,500	323,700	368,700
	22	221,200	260,000	283,100	325,600	370,700
	23	222,700	260,800	284,700	327,400	372,700
	24	224,200	261,600	286,300	329,300	374,700
	25	225,500	262,500	287,900	331,000	376,100
	26	226,800	263,500	289,400	332,900	377,900
	27	228,200	264,500	290,900	334,800	379,700
	28	229,500	265,500	292,500	336,600	381,400
	29	230,600	266,700	293,800	337,900	383,100
	30	231,700	268,200	295,300	339,700	384,600
	31	232,800	269,700	296,800	341,400	386,100
	32	233,900	271,000	298,300	343,200	387,600
	33	235,000	272,200	299,800	344,900	388,900
	34	236,200	273,800	301,400	346,700	390,200
	35	237,400	275,300	303,000	348,500	391,500

36	238,500	276,800	304,600	350,300	392,600
37	239,500	278,100	305,900	351,900	393,700
38	240,800	279,500	307,500	353,600	394,800
39	242,200	280,800	309,000	355,200	395,900
40	243,400	282,100	310,500	356,800	397,000
41	244,400	283,200	312,100	358,000	397,800
42	245,700	284,600	313,700	359,100	398,600
43	246,600	286,000	315,300	360,300	399,400
44	247,800	287,300	316,800	361,500	400,200
45	249,000	288,600	317,700	362,500	400,600
46	250,100	290,200	319,100	363,300	401,200
47	251,100	291,700	320,600	364,300	401,700
48	252,100	293,100	322,200	365,400	402,100
49	253,000	294,300	323,600	366,400	402,500
50	253,800	295,800	324,900	367,400	402,800
51	254,600	297,100	326,100	368,400	403,100
52	255,400	298,600	327,300	369,300	403,400
53	256,200	299,900	328,300	370,100	403,700
54	257,400	301,300	329,300	370,900	404,000
55	258,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	259,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	261,000	305,000	331,700	373,100	404,900
58	262,300	306,200	332,600	373,900	405,200
59	263,400	307,400	333,400	374,700	405,500
60	264,400	308,800	334,300	375,500	405,900
61	265,400	310,100	335,000	375,900	406,100
62	266,500	311,300	335,300	376,600	406,400
63	267,600	312,500	335,800	377,300	406,700
64	268,700	313,700	336,400	377,900	407,000
65	269,400	315,000	337,000	378,300	407,200
66	270,500	315,800	337,700	378,900	407,500
67	271,600	316,500	338,400	379,600	407,800
68	272,500	317,200	339,000	380,200	408,100
69	273,300	317,800	339,700	380,600	408,400
70	274,300	318,500	340,200	381,100	408,700
71	275,200	319,200	340,800	381,600	409,000
72	276,100	319,800	341,400	382,100	409,300
73	276,900	320,400	341,700	382,700	409,600
74	277,900	320,600	342,300	383,200	409,900
75	278,800	321,100	342,800	383,800	410,200

76	279,700	321,600	343,300	384,400	410,500
77	280,600	322,200	343,800	384,900	410,800
78	281,600	322,700	344,300	385,400	411,100
79	282,700	323,200	344,800	385,900	411,400
80	283,700	323,600	345,200	386,400	411,700
81	284,300	324,200	345,500	386,700	
82	284,800	324,700	345,800	387,200	
83	285,300	325,100	346,200	387,600	
84	286,100	325,600	346,500	388,000	
85	286,900	326,100	347,000	388,400	
86	287,500	326,500	347,300	388,700	
87	288,100	326,700	347,600	389,000	
88	288,600	327,000	347,900	389,300	
89	289,100	327,400	348,300	389,600	
90	289,600	327,800	348,600	389,900	
91	290,000	328,200	349,000	390,200	
92	290,300	328,600	349,300	390,500	
93	290,500	328,900	349,700	390,800	
94	290,700	329,100	350,000	391,100	
95	290,900	329,500	350,300	391,400	
96	291,100	329,800	350,600	391,700	
97	291,500	330,000	350,900	392,000	
98	291,700	330,300	351,300	392,300	
99	291,900	330,600	351,700	392,600	
100	292,100	330,900	352,100	392,900	
101	292,500	331,100	352,600	393,200	
102	292,700	331,400	353,000	393,500	
103	292,900	331,800	353,400	393,800	
104	293,200	332,000	353,800	394,100	
105	293,500	332,200	354,300	394,400	
106	293,700	332,400	354,600	394,700	
107	293,900	332,800	354,900	395,000	
108	294,200	333,000	355,200	395,300	
109	294,500	333,200	355,500	395,600	
110	294,700	333,600	355,800	395,900	
111	294,900	334,000	356,100	396,200	
112	295,200	334,400	356,400	396,500	
113	295,500	334,600	356,700	396,800	
114		334,900	357,000	397,100	
115		335,200	357,300	397,400	

116		335,500	357,600	397,700	
117		335,800	357,900	398,000	
118		336,100	358,200	398,300	
119		336,400	358,500	398,600	
120		336,700	358,800	398,900	
121		337,000	359,100	399,200	
122		337,300	359,400	399,500	
123		337,600	359,700	399,800	
124		337,900	360,000		
125		338,200	360,300		
126		338,500	360,600		
127		338,800	360,900		
128		339,100	361,200		
129		339,400	361,500		
130		339,700	361,800		
131		340,000	362,100		
132		340,300	362,400		
133		340,600	362,700		
134		340,900	363,000		
135		341,200	363,300		
136		341,500	363,600		
137		341,800	363,900		
138		342,100	364,200		
139		342,400	364,500		
140		342,700	364,800		
141		343,000	365,100		
142		343,300	365,400		
143		343,600	365,700		
144		343,900	366,000		
145		344,200	366,300		
146		344,500	366,600		
147		344,800	366,900		
148			367,200		
149			367,500		
150			367,800		
151			368,100		
152			368,400		
153			368,700		
154			369,000		
155			369,300		

156			369,600		
157			369,900		
158			370,200		
159			370,500		
160			370,800		
161			371,100		
162			371,400		
163			371,700		
164			372,000		
165			372,300		
166			372,600		
167			372,900		
168			373,200		
169			373,500		
170			373,800		
171			374,100		
172			374,400		
173			374,700		
174			375,000		
175			375,300		
176			375,600		
177			375,900		
178			376,200		
179			376,500		
180			376,800		
181			377,100		
182			377,400		
183			377,700		
184			378,000		
185			378,300		
186			378,600		
187			378,900		
188			379,200		
189			379,500		
190			379,800		
191			380,100		
192			380,400		
193			380,700		
194			381,000		
195			381,300		

196			381,600			
197			381,900			
198			382,200			
199			382,500			
200			382,800			
201			383,100			
202			383,400			
203			383,700			
204			384,000			
205			384,300			
206			384,600			
207			384,900			
208			385,200			
209			385,500			
210			385,800			
211			386,100			
212			386,400			
213			386,700			
214			387,000			
215			387,300			
216			387,600			
217			387,900			
218			388,200			
219			388,500			
220			388,800			
221			389,100			
222			389,400			
223			389,700			
224			390,000			
225			390,300			
226			390,600			
227			390,900			
228			391,200			
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		216,300	244,500	257,900	283,100	323,900

備考 この表は、市民医療センターに勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士及び歯科衛生士に適用する。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（3）

職員の区分	号俸\職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円
短時間勤務職 員以外の職員	1	183,500	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,000	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	212,900	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	214,900	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	216,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	218,800	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,600	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	224,100	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,800	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	227,200	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	228,500	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	229,400	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	230,800	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	231,800	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	232,800	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	233,700	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	234,800	283,800	306,700	341,900	395,600

35	236,200	284,900	308,100	343,400	397,400
36	237,600	286,100	309,500	344,900	399,100
37	238,700	287,500	310,800	346,500	400,700
38	239,800	288,600	312,100	348,100	402,400
39	241,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	243,100	290,700	314,900	351,100	406,000
41	244,500	291,700	316,400	352,300	407,500
42	245,700	292,900	317,800	353,800	409,000
43	247,000	294,100	319,200	355,300	410,500
44	248,400	295,300	320,500	356,700	411,800
45	249,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	251,100	297,700	322,700	359,100	414,000
47	252,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	252,900	300,200	325,600	361,800	416,300
49	253,600	301,300	326,700	363,100	417,600
50	254,400	302,500	328,000	364,500	418,700
51	255,300	303,700	329,300	365,800	419,900
52	256,200	305,000	330,600	367,100	421,000
53	256,900	306,400	331,900	368,600	422,200
54	257,600	307,700	333,200	369,800	423,200
55	258,500	309,000	334,500	370,900	424,300
56	259,400	310,200	335,800	372,100	425,400
57	260,300	311,000	336,700	373,200	426,500
58	260,700	312,200	338,000	374,100	427,000
59	261,500	313,400	339,200	375,100	427,600
60	262,300	314,800	340,500	376,000	428,000
61	263,000	315,900	341,500	376,600	428,600
62	263,700	317,200	342,400	377,400	429,100
63	264,400	318,400	343,500	378,200	429,500
64	265,100	319,600	344,700	379,000	430,000
65	265,800	320,800	345,800	379,700	430,500
66	266,500	322,100	347,000	380,400	430,900
67	267,300	323,300	348,200	381,200	431,200
68	268,000	324,500	349,200	381,900	431,500
69	268,900	325,200	350,200	382,500	431,900
70	269,800	326,300	351,200	383,100	
71	270,900	327,400	352,300	383,800	
72	272,000	328,300	353,400	384,400	
73	273,200	329,400	354,200	385,100	

74	274,400	330,100	355,300	385,600	
75	275,800	331,200	356,400	386,200	
76	277,100	332,300	357,400	386,700	
77	278,400	333,400	358,100	387,100	
78	279,600	334,600	358,900	387,700	
79	280,800	335,700	359,700	388,200	
80	281,900	336,800	360,400	388,500	
81	283,000	337,900	361,000	388,800	
82	284,000	339,000	361,500	389,300	
83	285,200	340,000	362,100	389,700	
84	286,400	341,100	362,600	390,000	
85	287,400	342,000	363,200	390,300	
86	288,400	343,000	363,700	390,800	
87	289,800	343,900	364,300	391,300	
88	291,100	344,900	364,800	391,700	
89	292,300	345,800	365,200	392,000	
90	293,300	346,600	365,600	392,400	
91	294,600	347,400	366,200	392,900	
92	295,800	348,200	366,700	393,300	
93	297,000	348,800	367,000	393,700	
94	298,300	349,400	367,500	394,000	
95	299,500	350,100	367,900	394,300	
96	300,700	350,700	368,200	394,600	
97	301,900	351,100	368,800	394,900	
98	302,400	351,500	369,300	395,200	
99	303,600	352,000	369,800	395,500	
100	304,700	352,400	370,300	395,800	
101	305,800	352,900	370,900	396,100	
102	306,900	353,300	371,400	396,400	
103	308,100	353,800	371,900	396,700	
104	309,300	354,200	372,300	397,000	
105	310,400	354,500	372,900	397,300	
106	311,500	355,000	373,400	397,600	
107	312,700	355,400	373,900	397,900	
108	313,900	355,700	374,400	398,200	
109	315,000	356,200	375,000	398,500	
110	315,800	356,700	375,400	398,800	
111	316,500	357,200	375,900	399,100	
112	317,200	357,700	376,400	399,400	

113	317,800	358,200	377,000	399,700	
114	318,300	358,700	377,300	400,000	
115	318,600	359,200	377,600	400,300	
116	319,200	359,600	377,900	400,600	
117	319,800	360,000	378,200	400,900	
118	320,200	360,400	378,500	401,200	
119	320,800	360,900	378,800	401,500	
120	321,400	361,400	379,100	401,800	
121	321,900	361,800	379,400	402,100	
122	322,300	362,300	379,700	402,400	
123	322,800	362,800	380,000	402,700	
124	323,300	363,300	380,300	403,000	
125	323,800	363,600	380,600	403,300	
126	324,200		380,900	403,600	
127	324,600		381,200	403,900	
128	324,900		381,500	404,200	
129	325,200		381,800	404,500	
130	325,500		382,100	404,800	
131	325,900		382,400	405,100	
132	326,300		382,700	405,400	
133	326,600		383,000	405,700	
134	326,800		383,300	406,000	
135	327,100		383,600	406,300	
136	327,500		383,900	406,600	
137	327,700		384,200	406,900	
138	327,900		384,500	407,200	
139	328,200		384,800	407,500	
140	328,500		385,100	407,800	
141	328,800		385,400	408,100	
142	329,000		385,700	408,400	
143	329,300		386,000	408,700	
144	329,700		386,300	409,000	
145	329,900		386,600	409,300	
146	330,100		386,900	409,600	
147	330,300		387,200	409,900	
148	330,700		387,500	410,200	
149	330,900		387,800	410,500	
150	331,200		388,100	410,800	
151	331,600		388,400	411,100	

152	332,000		388,700	411,400	
153	332,400		389,000	411,700	
154	332,700		389,300	412,000	
155	333,100		389,600	412,300	
156	333,500		389,900	412,600	
157	333,900		390,200	412,900	
158	334,200		390,500	413,200	
159	334,600		390,800	413,500	
160	334,900		391,100	413,800	
161	335,300		391,400		
162	335,600		391,700		
163	336,000		392,000		
164	336,400		392,300		
165	336,800		392,600		
166	337,100		392,900		
167	337,500		393,200		
168	337,900		393,500		
169	338,300		393,800		
170	338,600		394,100		
171			394,400		
172			394,700		
173			395,000		
174			395,300		
175			395,600		
176			395,900		
177			396,200		
178			396,500		
179			396,800		
180			397,100		
181			397,400		
182			397,700		
183			398,000		
184			398,300		
185			398,600		
186			398,900		
187			399,200		
188			399,500		
189			399,800		
190			400,100		

191			400,400			
192			400,700			
193			401,000			
194			401,300			
195			401,600			
196			401,900			
197			402,200			
198			402,500			
199			402,800			
200			403,100			
201			403,400			
202			403,700			
203			404,000			
204			404,300			
205			404,600			
206			404,900			
207			405,200			
208			405,500			
209			405,800			
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

議案第80号

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与に関する条例(昭和43年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

(戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例(昭和36年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第4条 戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

(戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部改正)

第5条 戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例(昭和39年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第6条 戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日から、第2条、第4条及び第6条の規定は令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第85号

戸田市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の防止に関して、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害等による権利ないし法的に保護される利益を侵害する情報（以下この号において「侵害情報」という。）又は侵害情報に該当する可能性のある情報若しくは侵害情報には該当しないが著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。
- (2) 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- (3) 行為者 誹謗中傷等を行った者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、情報を正しく取捨選択し、適正な情報を発信し、並びにインターネット上のトラブルを回避してインターネットを正しく活用する能力をいう。

(市の責務)

第3条 市は、被害者及び行為者を発生させないための施策を推進しなければならない。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(連携協力)

第5条 市は、第3条の施策を円滑に推進するため、国、県、その他の関係機関と連携を図らなければならない。

(基本的施策)

第6条 市は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 市民等の誹謗中傷等の問題に対する理解を深めるための施策
- (2) 市民等の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- (3) 被害者になるおそれのある者、被害者及びインターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者に対する相談体制の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被害者及び行為者を発生させないための施策

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 86 号

戸田市行政組織条例等の一部を改正する条例

(戸田市行政組織条例の一部改正)

第 1 条 戸田市行政組織条例（昭和 62 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条健康福祉部の項第 1 号中「及び」を「並びに」に改め、「地域福祉活動」の次に「及び健康づくり」を加える。

(戸田市福祉施策審議会条例の一部改正)

第 2 条 戸田市福祉施策審議会条例（平成 15 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「健康福祉部福祉総務課」を「健康福祉部福祉保健センター」に改める。

(戸田市福祉保健センター条例の一部改正)

第 3 条 戸田市福祉保健センター条例（平成 22 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 地域福祉に関すること。

(5) 福祉政策に関すること。

(戸田市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第 4 条 戸田市予防接種健康被害調査委員会条例（令和 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「健康福祉部」を「健康福祉部福祉保健センター」に改める。

(戸田市児童福祉審議会条例の一部改正)

第 5 条 戸田市児童福祉審議会条例（平成 13 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「こども健やか部こども家庭支援室」を「こども健やか部子育て支援課」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 87 号

戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 16 条第 1 項中「フルタイム会計年度任用職員」の次に「の期末手当」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第 16 条の 2 給与条例第 17 条の 5 の規定並びに前条第 2 項及び第 3 項の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。ただし、給与条例第 17 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する勤勉手当の額については、別に市長が定める額を超えてはならない。

2 前項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関し必要な事項は、規則で定める。

第 24 条第 1 項中「同じ。）」の次に「の期末手当」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第 24 条の 2 給与条例第 17 条の 5 並びに第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の勤勉手当について準用する。この場合において、給与条例第 17 条の 5 第 3 項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日以前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の額」と、第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 88 号

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例（昭和 38 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条中「第23条の2」を「第23条の2第1項」に改める。

第23条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第23条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることがで

きる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第21条第3項及び第23条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 89 号

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 13 の項を 14 の項とし、8 の項から 12 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、7 の項の次に次のように加える。

8 市長	こども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	-----------------------------

別表第 2 の 7 の項中

「

重度心身障害者医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」

を

「

重度心身障害者医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの

こども医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表中 14 の項を 15 の項とし、13 の項を 14 の項とし、同表の 12 の項中「ひとり親家庭等の医療費の支給に関する情報」を「ひとり親家庭等医療費関係情報」に改め、同項を同表の 13 の項とし、同表中 11 の項を 12 の項とし、8 の項から 10 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、7 の項の次に次のように加える。

8 市長	こども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報

	<p>であって規則で定めるもの</p> <p>ひとり親家庭等の医療費の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。）</p> <p>であって規則で定めるもの。</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

令和5年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第90号

戸田第一小学校改築等工事（Ⅲ期）屋内運動場等解体及びグラウンド整備工事請負契約について

戸田第一小学校改築等工事（Ⅲ期）屋内運動場等解体及びグラウンド整備工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸田第一小学校改築等工事（Ⅲ期）屋内運動場等解体及びグラウンド整備工事
- 2 場 所 戸田市上戸田三丁目7番1外
- 3 工事内容 戸田第一小学校の改築等に伴う工事
- 4 金 額 金511,500,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金46,500,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から
令和6年12月27日まで
- 6 契約者 さいたま市浦和区領家五丁目12番20号
中島建工株式会社
代表取締役 中島 道宏

令和5年11月28日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第90号参考

戸田第一小学校改築等工事（Ⅲ期）屋内運動場等解体及びグラウンド整備工事概要

工事概要

1 戸田第一小学校の改築等に伴う工事

- | | |
|------------|---|
| (1) 建築工事 | グラウンド・外構工事、解体（体育館、渡り廊下、クラブハウス、学童保育室、体育倉庫、仮設校舎、仮設渡り廊下、外構） |
| (2) 機械設備工事 | 屋外衛生設備工事、空調設備撤去（仮設校舎、学童保育室）、衛生設備撤去（仮設校舎、学童保育室、屋内運動場、クラブハウス） |
| (3) 電気設備工事 | 屋外照明設備工事、電気設備撤去（仮設校舎、学童保育室、屋内運動場、照明塔、クラブハウス） |

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
中 島 建 工 (株)		465,000,000	落 札
三 ッ 和 総 合 建 設 業 協 同 組 合		524,600,000	
斎 藤 工 業 (株)		辞 退	
中 央 建 設 協 同 組 合		辞 退	
ニ ッ ケ ン 建 設 (株)		辞 退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	529,900,000
予 定 価 格	529,900,000
調 査 基 準 価 格	487,508,000

議案第91号

庁舎スロープ改修等工事請負変更契約について

庁舎スロープ改修等工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 庁舎スロープ改修等工事
- 2 場 所 戸田市上戸田一丁目18番1
- 3 工事内容 庁舎スロープの解体に伴う敷地内の再整備工事
- 4 金 額 変更前 金270,600,000円
変更後 金292,849,972円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金26,622,724円)
- 5 工 期 令和5年6月24日から
令和6年2月28日まで
- 6 契 約 者 さいたま市浦和区領家五丁目12番20号
中島建工株式会社
代表取締役 中島 道宏

令和5年11月28日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第92号

戸田第一小学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）請負変更契約について

戸田第一小学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸田第一小学校改築等工事（Ⅰ・Ⅱ期）
- 2 場 所 戸田市上戸田三丁目7番1外
- 3 工事内容 戸田第一小学校の改築等に伴う工事
- 4 金 額 変更前 金3,555,770,368円
変更後 金3,634,985,329円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金330,453,211円)
- 5 工 期 令和3年10月1日から
令和6年3月22日まで
- 6 契 約 者 川口市本町四丁目11番6号
川口土木建築工業株式会社
代表取締役 古川 元一

令和5年11月28日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第93号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
戸田市笹目コミュニティセンター
- 2 指定管理者候補者の名称
戸田市笹目三丁目12番地の1
笹目コミュニティ協議会
- 3 指定する期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
令和5年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第94号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
戸田市ボランティア・市民活動支援センター
- 2 指定管理者候補者の名称
戸田市大字上戸田5番地の6
社会福祉法人戸田市社会福祉協議会
- 3 指定する期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
令和5年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第95号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
戸田市立健康福祉の杜
- 2 指定管理者候補者の名称
戸田市大字上戸田5番地の7
社会福祉法人戸田市社会福祉事業団
- 3 指定する期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
令和5年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第96号

市道路線の認定について

下記の市道路線を認定したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号	起 点	終 点	延長	幅員	摘 要
市道第3257号線	新曾南四丁目 4886番12地先	新曾南四丁目 4886番5地先	97.28m	4.30m	開発帰属

令和5年11月28日提出

戸田市長 菅原文仁